

令和5年度 丹波篠山市都市計画マスタープラン策定業務 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、丹波篠山市（以下、「甲」という。）が受託者（以下、「乙」という。）へ委託する令和5年度 丹波篠山市都市計画マスタープラン策定業務（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

(業務の目的)

第2条 本業務は、都市計画法第18条の2に定める丹波篠山市の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランの策定に向けた業務である。

2 現行計画を平成26年（2014年）7月に策定し、景観の刷新などが進んだものの、土地利用や交通等を巡る進展や諸課題が発生し、重点的な対応が必要な事項を抽出の上で対応策を検討する必要性が生じたことから、社会・経済情勢の変化や、市のまちづくり課題、重要となるテーマの設定、市民意向の把握等の調査結果を反映し、策定することを目的とする。

(業務対象区域)

第3条 本業務の対象区域は、丹波篠山市全域とする。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和6年3月31日までとする。

(管理技術者及び照査技術者)

第5条 乙は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験と技術を有する担当技術者を配置するものとする。

2 管理技術者は、業務の全般にわたり、技術管理及び工程管理を行うものとする。また、照査結果の確認を行わなければならない。

3 照査技術者は、業務の節目ごとのその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

4 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に甲・乙十分協議を行うとともに常に連絡を密にして業務に支障のないようにするものとする。

(協議)

第6条 乙は、本業務の趣旨を熟知し、業務実施期間中においては、甲と協議を綿密に行い、進捗状況を随時報告するとともに、協議録を作成し、甲の承認を得るものとする。

(資料の収集)

第7条 本業務で使用する資料の収集については、甲の指示及び許可を得た後に、実施するものとする。

2 本業務に必要な資料を収集し、使用するにあたっては、乙の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得ることとする。

3 その他、この業務に関する関係者からの資料収集、使用に要する一切の経費は、乙の負担とする。

(検査)

第8条 乙は、本業務完了後、所定の手続きを経て甲の検査を受けるものとする。本業務は、甲の検査完了合格をもって完了とするが、納品後、成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、乙が責任をもって速やかに訂正するものとする。

(疑義)

第9条 本特記仕様書及び設計書に定めのない事項、またその内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに甲・乙の協議を行い、甲の指示に従うものとする。

(資料の提出)

第10条 作業期間内に置いて、甲が資料の提出を求めたときは、乙は速やかにこれに応じるものとする。

(成果品の帰属)

第11条 本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、業務に実施した調査結果についても甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(機密保持)

第12条 乙は、本業務の遂行上に知り得た内容を第三者に漏えいしてはならないものとする。

第2章 作業項目及び内容

(作業内容)

第13条 本業務の作業内容は、次のとおりである。

(1) 全体構想案の検討

令和4年度実施済みの調査業務（以下、「前年度調査」という。）における現況整理、市民アンケートの結果、基本方針の検討等の成果を踏まえ、全体構想案を作成する。

なお、前年度調査の成果報告書については、乙の希望があれば窓口で閲覧することができるものとする。

〈全体構想の構成案〉

- ①空間づくりの目標像と基本方針
- ②めざすまちの構造（都市構造）
- ③土地利用の方針
- ④都市基盤の方針
 - 1) 道路施設・公共交通の方針
 - 2) 公園緑地の方針
 - 3) 上下水道の方針
 - 4) その他の都市施設の方針
- ⑤安全・安心のまちづくりの方針

(2) 重点課題の計画への反映検討

本市の都市計画上の重点課題（・丹南篠山口インターチェンジ、及び篠山城下町周辺の渋滞緩和 ・ J R 篠山口駅周辺地域の活性化 ・ 都市計画道路等都市施設の整備に向けた見直しの方向性 ・ 用途地域の見直しの方向性）について、昨年度の成果を踏まえた上で、全体構想への反映を検討するとともに、必要となる調査等を行う。

(3) 地域別構想の改定案の検討

全体構想と同様に、前年度調査の結果に加え、地域別のまちづくりの動向等の把握を行い、地域別構想案を作成する。

(4) 実現化方策の検討

計画内容を推進していくための方策や推進体制、進行管理の仕組等について検討を行う。

(5) 庁内会議・都市計画審議会等の支援

都市計画マスタープランの策定に際して開催される庁内ヒアリング、都市計画審議会等の資料の作成支援、会議への参加、議事録の作成（都市計画審議会は除く）等の支援を行う。（全3回程度を想定、パブリックコメントへの対応は含まない。）

上記に加え、県民局協議の支援も行う。

(6) 都市計画マスタープランの策定案、概要版、及び印刷用原稿の作成

上記を踏まえ、都市計画マスタープラン策定案、概要版、ならびに印刷用原稿の作成を行う。印刷用原稿は Word で作成する。

第3章 成果品

(成果品)

第14条 本業務の成果品は、原則、次のとおりとするが、詳細は甲の指示によるものとする。

- | | |
|---------------------------------|----|
| (1) 都市計画マスタープラン策定業務報告書（電子データ含む） | 2部 |
| (2) 都市計画マスタープラン印刷用原稿データ | 1式 |
| (3) 都市計画マスタープラン概要版印刷用原稿データ | 1式 |
| (4) 都市計画審議会用資料原稿（電子データ含む） | 1式 |
| (5) 協議記録（打ち合わせ） | 1式 |

以上